
令和2年 第2回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和2年5月15日 (金曜日)

議事日程 (1)

令和2年5月15日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第43号 芦屋町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について

第4 議案第44号 芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

第5 議案第45号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第6 議案第46号 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

第8 承認第2号 専決処分事項の承認について

第9 承認第3号 専決処分事項の承認について

第10 承認第4号 専決処分事項の承認について

第11 報告第2号 専決処分事項の報告について

第12 報告第3号 専決処分事項の報告について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫 10番 小田 武人 11番 川上 誠一 12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	総務課長	松尾徳昭	企画政策課長	池上亮吉
財政課長	佐竹 功	都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一
環境住宅課長	井上康治	住民課長	溝上竜平	福祉課長	吉永博幸
健康・こども課長	濱村昭敏	産業観光課長	浮田光二		

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 2 年第 2 回 芦屋町議会臨時会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、中西議員と 10 番、辻本議員を指名しますので、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 3、議案第 43 号から日程第 12、報告第 3 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は我が国のみならず、全世界で猛威を

振るっているところです。まずもって、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたします。また、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療従事者の皆さんや自粛を行うことが難しい高齢者、障害者福祉施設、保育施設等の皆様に感謝と敬意を表します。

昨日、政府は福岡県を含む39県の緊急事態宣言を解除いたしました。県は引き続き県民に対し、不要不急の外出の自粛などを要請しているところです。このような中、国は特別定額給付金の国民への一律給付など経済対策を成立させました。芦屋町でも、現時点における独自支援策を取りまとめましたので、国の施策と併せて町民の皆様に速やかに支援を実施していくために、本日御審議をお願いするものであります。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第43号の芦屋町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症対策における芦屋町独自事業の実施に係る財源を確保する目的として、半年間、町長等の給料を減額するため、特例条例を制定するものでございます。

議案第44号の芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、先の議案第43号と同じく財源を確保する目的として、半年間、一般職のうち課長補佐を含む課長職の給料を減額するため、特例条例を制定するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第45号の令和2年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ18億2,600万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付金事業に係る国庫補助金等を計上したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、国創設の制度として、特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付金事業に係る経費を計上しております。また、町独自の制度として、緊急生活支援給付金事業及び事業所事業継続支援給付金事業、家庭用ごみ袋配布支援事業等に係る経費を増額計上するものでございます。

議案第46号の令和2年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入では、上下水道料金支援給付金及び諸経費分を一般会計から繰り入れするため、1億飛んで14万3,000円を増額計上するものでございます。収益的支出では、上下水道料金支援給付金の給付を行うため、諸経費分を含めて1億飛んで40万7,000円を増額計上するものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31

日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例等の一部の改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部の改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、3月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部にて示された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するよう市町村等に対して要請があったことから、芦屋町国民健康保険条例の一部の改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

承認第4号の専決処分事項の承認につきましては、承認第3号と同じく、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するよう市町村等に対して要請があったことから、芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

次に報告案件でございます。

報告第2号の専決処分事項の報告につきましては、柏原漁港機能保全工事（2号物揚場）の請負契約の変更を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第3号の専決処分事項の報告につきましては、町民会館改修工事（建築）の請負契約の変更を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、承認第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、承認第2号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

承認第2号、この専決処分は国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る限度額を16万から17万円に引き上げる課税限度額の見直しと、低所得者の判定51万円を52万円に拡充することを専決処分したものです。

まず、課税限度額の見直しと判定所得の見直しの対象者は、それぞれ何名いるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

まず、影響を受ける世帯についてお答えいたします。令和元年度国民健康保険税の世帯は2,233世帯であります。そのうち基礎課税額の限度額、今が61万円ですが、既に63万円をもう超えているという世帯がありますので、それが19世帯。今回の条例改正により増額になると思われる世帯につきましては、所得が前年と変わらなければ、この19世帯に影響が出るものと

思われます。また、介護納付金の課税の限度額、今が16万になってますが、それが1万上がりまして、17万を超えている世帯につきましては6世帯ありましたので、今回の条例改正により増額になると思われる世帯は、所得が前年と変わらなければ、この6世帯に影響が出るものと思われま

す。続きまして、軽減措置の拡充で世帯数がどれぐらい増えるかという御質問にお答えいたします。まず、7割軽減につきましては改正がございませんので、増減はございません。

続きまして5割軽減、基礎課税額の部分として御説明いたします。改正前で28万円、世帯数が372世帯、改正後が28万5,000円になりますので、世帯数としては375世帯、3世帯増えるような形になります。

続きまして2割軽減につきましては、改正前が51万円、世帯数が281世帯、改正後が52万円、世帯数が286世帯となりますので、プラスの5世帯ということになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それぞれ課税限度額に係る限度額が上がるものと、また、軽減対策で広がる方がいるということですが。課税限度額を上げるということで、今後のですね、国民健康保険税の上昇につながっていくと思いますが、先ほど言われましたように芦屋町の国民健康保険世帯、滞納されている方が350世帯、18.4%おられ、そのうち短期保険証の方が64世帯おられます。ほかにも役場内に留め置きされている方もおられますし、こういった方々が、保険証がないとかそういった関係で医療にかかれない医療難民の方が存在すれば、現在の新型コロナの感染状況の正確な実態を把握するということが困難となります。やはり、これ以上、国保が高騰することは防疫対策の障害となるというふうに考えます。

それで、この間、国の地方税法の改正や芦屋町の国民健康保険税条例の改正により国保税が引き上げられてきましたが、この5年間でどのくらい国保税の引き上げが行われたのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

地方税法の改正に伴う限度額の推移について、27年度から御回答いたします。まず、基礎課税額、医療分に係る分になります。平成27年度は52万円、28年度54万円、29年度につきましては増加はございません。30年度58万円、31年度61万円、それと2年度が63万円になります。

続きまして、後期高齢者支援金等の分でございます。27年度が17万円、28年度が19万円、以後19万円となっております。

続きまして、介護納付金部分に係る部分となります。27年度が16万円、2年度で17万円。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第9、承認第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第10、承認第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第4号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第11、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第12、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第43号から日程第10、承認第4号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前 10 時 22 分休憩

.....
午前 11 時 49 分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第 3、議案第 4 3 号から日程第 1 0、承認第 4 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第 7 号、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議案第 4 3 号、賛成多数につき原案可決。

議案第 4 4 号、賛成多数につき原案可決。

議案第 4 5 号、満場一致により原案可決。

議案第 4 6 号、満場一致により原案可決。

承認第 1 号、満場一致により承認。

承認第 2 号、賛成多数により承認。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

報告第 8 号、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

議案第 4 5 号、満場一致、原案可決。

承認第 3 号、満場一致、承認。

承認第4号、満場一致、承認。

以上でございます。報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第43号についての討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第43号、それに第44号については関連するものですから、第43号をもって反対討論を申し上げます。

議案提案理由に、新型コロナウイルス感染症対策における芦屋町独自事業の実施に関わる財源を確保する目的として、半年間、町長、三役及びモーターボート競走事業者管理者、そして職員の給料を減額するために特例条例を制定するとありますが、今日まで新型コロナウイルス感染症対策を受けて、町執行部を初め、職員は一丸となって感染拡大阻止に尽力されていることには敬服をします。幸い、芦屋町では感染症者がいないという喜ばしいことであり、町民を初め行政職員の努力のたまものであると考えます。

今回の新型コロナウイルスは町長提案の言葉にあります。全世界に、また、日本国内に猛威を振るったものであり、誰の責任でもないことは当然です。重大なる不祥事件が起こったわけではないのですから、減額は必要でないと考え、議案第43号及び議案第44号について反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第43号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第43号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第44号についての討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第44号、芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、この議案は第43号の町長等の給与の減額の条例と同じく、新型コロナ対策の財源を確保する目的で、半年間、給料を減額するため提案されたものです。町長や教育長が、町民や児童・生徒の安全・安心を守るため寝食を忘れ奮闘され、暮らしと教育を守るための施策を打ち出していることには、敬服しないでいられません。議案第44号で課長職等の職員に給与の減額を求めることも、いかなものかと思えます。

そもそも最大の問題点は、「外出自粛や休業要請と一体に補償を」という国民の圧倒的多数の要求に、国が背を向けていることにあります。補償なき緊急事態宣言では、安心して自粛することも休業することもできません。感染の爆発的拡大を抑止する上でも、国がこの姿勢を根本から改めることが必要でした。こうした中で、「国がしないのであれば自治体独自で取り組む」と多くの自治体が独自の施策を打ち出してきているのです。自治体の職員は自らも自粛の先頭に立ち、町民生活の安全・安心を守るため施策の実践の先頭に立ち、頑張っているのだと思います。その職員の給料を減額することは本末転倒ではないでしょうか。求めるべきは国に対して、地方創生交付金を抜本的に増額し、どこの自治体でも日本国内で同一水準で、地方で重要な位置を占める産業・業種への支援や、地方独自の外出自粛、休業補償などを進める重要な財源として拡充させることです。今、公務職場に求められていることは、この間の自然災害や感染症対策の教訓を生かし、公務公共サービスの拡充を求める住民の願いに応えられる自治体や職場づくりを進めることであり、何よりも職員が安心して働き続けられる賃金、労働条件の改善に取り組むことが喫緊の課題ではないでしょうか。

以上のことから、議案第44号に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第44号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第45号について討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

令和2年度芦屋町一般会計補正予算に賛成の立場から討論いたします。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大のため外出自粛が長期化し、コロナ疲れという言葉も生まれております。長い間家に籠もり、何かと不自由な生活を強いられているものです。また、飲食店や小売業者の皆さん方から、売上げの落ち込みが激しく、もう店を閉じることを検討しているといった切実な声も聞こえます。中小及び零細事業者、飲食、カラオケ、喫茶店等は、賃料や水道光熱費など固定費の支払いに困窮していることは、皆様方御存じだと思います。不安は絶えない、店を畳むしかないと嘆いておられる事業者もあるわけです。昨日は福岡県を含む39県の緊急事態宣言を解除しましたが、経済活動が大きく改善されるというふうにはならないと思います。今回、財源を予算化されましたが、非常に町民の皆さん方は、この問題について非常に喜んでおられますが、こういう中小・零細企業、そういう飲食、カラオケ、喫茶店の方たちは、非常に賃料をですね、賃料等を払うことが非常に難しい状況に置かれているとも言われています。それで、これ以上シャッター通りをつくり過疎化させないためにも、また、人口減を食い止めるためにも、町長は先日の議会運営委員会の中でも「第2次の補正予算を組んでいきたい。その際は専決処分で行っていきたい。」というふうにおっしゃってましたが、ぜひですね、そういうことも加えてお願いしたいと考えております。

大学生、専門学校生など、アルバイトをしながら学費や家賃を稼ぎ、学校生活をしてる芦屋の子供たちの支援策を担当者にお聞きしましたところ、学生について把握できていないと言われますが、ホームページ、区長会、広報あしや等で、そういう対象者に情報を流すということではできるとかと思えます。また、農業者に対する支援策もあるのではないかとこのように考えます。また、相談窓口の設置、国による持続化給付金や雇用調整助成金、県は持続化緊急支援金を創設しております。聞きますと、申請資料の内容が難しく諦める人が多いようです。ぜひ、相談窓

口を設置し、審査のサポートを行うことはできないのか、商工会との連携はどうなっているのか、そういう意味で、きめ細かな情報をお互いに共有し合いながら予算を計上し、ぜひ、今回出された議案のほかにですね、いろいろと出てくると思いますので、ぜひ、第2次の補正予算を組んでいただきたいと要望をいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、松岡です。議案第45号、令和2年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で意見を述べます。

今回の臨時会の先頭、議案提出理由の説明を町長のほうからお伺いしました。今回の一般会計補正予算には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国からの支援策に加え、町独自の支援策として町民全てを対象とした1人当たり2万円を給付する緊急生活支援給付金を初め、町内事業所事業継続支援給付金、テイクアウト・デリバリー支援事業、家庭用ごみ袋配布支援事業、上下水道料金支援給付金などが盛り込まれております。新型コロナウイルス感染症について、福岡県では緊急事態宣言が解除されましたが、収束の糸口はまだ見えておりません。今でも町民の健康や暮らしを脅かす状態は続いております。町民の中では、「仕事がなくなって生活に困っている。」「学業資金が確保できない。」などの声も聞かれております。そういった中、今回の芦屋町の独自支援策は、町民へ希望を与え、暮らしの一助になることが期待でき、高く評価できるものです。しかしながら、当然のことながら、この支援策だけでは十分ではありません。また、支援が行き届いていないところもございません。第2次、3次の町独自の支援策を期待して賛成討論いたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

私は賛成の立場で発言させていただきます。

町長が最初に御挨拶になったように、「新型コロナ感染症の治療に当たる医療従事者の皆様や自粛を行うことが難しい高齢者、障害者、福祉施設、保育施設等の皆様に感謝と敬意を表します。」と発言されました。この方々は今後も非常に不安を抱えながら、でも、精いっぱい皆様の支援を続けていかれると思います。ぜひ次の支援策として、この従事者の方々に対する支援も考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第45号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第46号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第46号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、承認第1号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、承認第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、承認第2号について討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

承認第2号に対する反対討論を行います。

地方税法施行令一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額及び軽減判定所得算定に係る基準額の引き上げがなされました。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げる一方で、国保税の減額に係る減額対象世帯に拡大される2割軽減の対象世帯の現行の51万が52万円に、そして5割軽減の対象世帯の28万円が28万5,000円に引き上げられたことは、国保減額の対象者が広がり評価すべきことですが、課税限度額の引き上げには反対するものです。限度額の引き上げは何度も繰り返されてきましたが、高すぎる国保税問題の解決になっていません。全国知事会が国に要望している国保会計への1兆円公費負担増でしか解決できないと考え、反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、承認第2号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、承認第3号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、承認第3号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、承認第4号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、承認第4号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて令和2年第2回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員